

JCM と都市間連携の将来展開

地球環境局参事官 水谷 好洋

JCM最近の動向

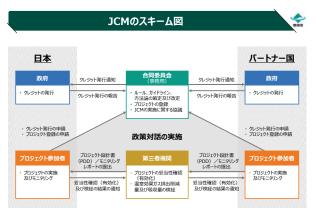
我が国の気候変動対策は、2030年に2013年度比 26%減、また2050年にはネットゼロを目指すという基 本方針に則り推進されています。この2030年目標の達 成にあたっては、「二国間クレジット制度」(JCM) によ り2030年度までの累積で1億tCO2程度の国際的な排出 削減・吸収量を目指すことにしています。(注:この累 積削減・吸収量は、パートナー国との協働により生み出 されていくものであるので、その全てが必ずしも日本に 割り振られるものではない点に留意。)この方針につい ては、我が国の地球温暖化対策計画に明示されています。

これに加え、本年6月、JCMをさらに拡大していく方 針が閣議決定されています。具体的には、2025年を目 途にJCMパートナー国を30 ヶ国程度に増加させていく 方針や、民間資金を中心としたJCMプロジェクトの組成 ガイダンスの策定が位置付けられています。

JCMのスキームは、二国間の協定に基づく取り組みと なっており、両国政府の代表者より構成される「合同委 員会」において、プロジェクトの登録、プロジェクトに 基づくクレジットの発行などJCMの実施ルールを策定 することになっています(資料1)。

JCMのメリットですが、日本の立場からは、クレジッ トの獲得に加え、日本の企業が有する脱炭素技術やノウ ハウを海外に展開し、脱炭素ビジネスを発展させていく 点にあり、またパートナー国側から見れば、温室効果ガ ス削減にかかる初期投資の費用の軽減につながり、また 自国の温室効果ガス削減の目標の達成にも活用できるこ とから、WIN-WINの関係にあるといえます。

資料1



JCMの拡大に向けて

パートナー国については、その後セネガル、チュニジ ア、アゼルバイジャン、ジョージア及びモルドバとの間 で協力協定が結ばれ、現時点で22ヶ国となり(注:講 演当時。その後スリランカ及びウズベキスタンと署名し たため、10月25日時点で24ヶ国となっている)、目標 としている30ヶ国達成に向け、着々と増加しています。

また ICMを進める上での有力なツールとなっている のは、環境省のJCM設備補助事業であり、今年度から予 算が大幅に増えています。これまで環境省のJCM資金 支援事業では223件が採択されていますが、タイ、イン ドネシア、ベトナムなどのアジア諸国が中心となってい ます。今後は、他の地域の国々との協力も進めたいと思っ ています。

さらに対象事業も、どちらかというと再エネ、特に太 陽光が多いのですが、日本が得意とする省エネに加え、 再エネも太陽光プラス蓄電池や地熱及び風力なども今後 展開をしていく方針です。さらに、できれば今後、廃棄 物対策や物流などの分野のプロジェクト形成も目指して いきたいと思います。

JCM設備補助事業では、ジェンダー平等への対応や人 権デューデリジェンスの対応を審査項目として明文化 し、取り組んでいます。

JCMについては、おかげさまで経団連(日本経済団体 連合会)からも比較的高い評価を頂いており、パートナー 国拡大や予算拡充という点について、また制度の見直し について、民間主導の案件形成を促すよう要請を受けて います。

昨年の11月のCOP26終了後に環境省は、パリ協定6 条実施方針として、①パートナー国の拡大と国際機関と 連携した案件形成の強化、②民間資金を中心とした JCM の拡大及び③市場メカニズムの世界的拡大への貢献を3 本の柱とするイニシアティブを発表しました(資料2)。

まず民間JCMの拡大については、昨年、検討会を設け、 そこから提言を頂きました。現在、この提言を受けて、 民間JCMの組成ガイダンスを策定して普及をしていく 方針です。民間JCMに関しての提言ですが、JCMの補 助金で支援する事業だけで、1億t目標を達成していく ことは、予算の有効的活用の観点からも、なかなか厳し

いところもあります。他方、民間企業の中には、クレジッ トを自ら持っておきたいという希望もあります。このた め、JCMを民間だけで実施することに対する環境整備 を進めているところです。

JCM は政府同士(G-G)の間での話なので、そのクレ ジットを民間の方々にも使って頂くための手続きの整備 が必要です。これまでのG-G主導に対し、民間主導の場 合、クレジットの配分がどうなるかの予見性等に関心が あることから、そういったところに留意をしながら進め ていきたいと思っています。

また市場メカニズムの世界的拡大ですが、各国の能力 構築がまだ十分でないことから、「第6条実施パートナー シップ」を来月のCOP27で立ち上げたいと思っていま す。また来年は、G7の議長国として、6条の実施促進 をさらに強化していきたいと考えており、組織の立ち上 げも視野に入れつつ、今後検討・調整を進めていきたい と思っております。

都市間連携

近年、都市の重要性は様々なところで強調されていま すが、本年3月のIPCCの第6次評価報告書(AR6)にお いても、環境保全、気候変動対策及び生物多様性対策を 進めていく上で、都市の役割は欠くことが出来ないもの として評価されています。また、都市活動からの排出量 も非常に多いことから、削減ポテンシャルが大きい点が 注目されています。

環境省では、都市における各種取組を海外にも展開し ていきたいと考えており、都市と民間が一緒になって対 策を推進していくスキームの展開を柱とする都市間連携 を今後も推進していく方針です。また、都市間連携の取 り組みからJCM案件につなげていただきたいと考えて ます。現在、21件程度は都市間連携を通じてJCM設備 補助事業への案件へとつなげていただいており、こうし た取り組みをさらに後押ししていきます。

次に、2つ目の柱としての国際フォーラムを通じて、 都市の具体的な取り組みについて情報共有やナレッジ シェアリングを進めています。QUADの枠組みでも、地

資料 2

環境省 COP26後の6条実施方針**1と対応状況 *1:2021年11月26日環境省別

- COP26において、パリ協定6条(市場メカニズム)ルールの大枠が合意、市場メカニズムを活用した世界での排出削減が進展することが期待される。
- 6条ルール交渉をリードし、世界に先駆けてJCMを実施してきた我が国として、以下3つのアクションを通じて、 世界の脱炭素化に貢献する。

<3つのアクション>

JCM THE JOINT CREDITING

- 1. JCMのパートナー国の拡大と、国際機関と連携した案件形成・実施の強化 > イント太平洋を重点地域として、JCMパートナー国拡大の交渉を加速化、COP27エジブト開催も踏まえ、アフリカにお
 - けるJCMの実施を強化。 > アジア開発銀行(ADB)、国連工業開発機関(UNIDO)、世界銀行等と連携した案件形成・実施を強化
- Oか国程度とすることを目指し関係国との協議を加速
- 2. 民間資金を中心としたJCMの拡大
 - 2021年内に経済産業省等の関係省庁等と、民間資金を中心としたJCMプロジェクト形成に向けた検討を開始。 「民間による JCM 活用のための促進策のとりまとめに向けた提言 (2022年3月)」とりまとめ、公表
- 2022年度に民間資金を中心とするJCMプロジェクトの組成ガイダンスを策定し普及を行う**
- 3. 市場メカニズムの世界的拡大への貢献
- ▶ 2月と3月の2回にかたり、6条市場カニズムの実施に関して各国政府及び関係事業者の体制準備や能力構築を目的 した。カンライン国際会議を主催、 国連労成党室的幹組条約の地域協力センター(RCC)、世界銀行等と連携し、関係政府職員・事業者の能力構築を 支援・6条の体制構築支援・6条実施の報告、実施プロジェクトによる削減業資文に必要な技術支援等を含む6条業 施/L・ナニッツ*をCOP Zにて立ち上げ予定。

方の気候行動促進に向けた協力を進めています。

都市間連携は、日本の自治体と日本の民間企業、それ から海外の都市や現地企業とマッチングし、姉妹都市の 伝手(つて)など自治体間の協力関係を活用しつつ、制度・ 基盤整備やビジネスマッチングを進め、ビジネスが展開 しやすいような環境づくりなどを通じ水平展開していく

環境省の都市間連携事業には、13ヶ国45都市、また 日本の20自治体が参加しています。

成功事例としては、東京都とクアラルンプールの協力 が進行中です。クアラルンプールは、東京都からの後 押しを受けて2050年ゼロカーボン都市を宣言していま す。これを脱炭素ドミノ第1号と呼んでいます。この宣 言に基づき、建築物関係の諸制度の導入移転なども進め ています。

また、横浜市とダナン市とは、水道事業の省エネを推 進し、ダナンでのJCM案件の成立に発展させています。 また、高効率ポンプをホーチミンに横展開するなど着実 に実績を重ねています。

さらに大阪市では、官民共同の推進母体としてTeam OSAKAを立ち上げ、大阪市とホーチミン人民委員会との 協力協定の下で、様々なマッチングにより、JCM設備補 助につなげています。

都市間連携からJCMへ

上述の通り、都市間連携からJCM案件になった事業 は、現時点で21件あり、JCM案件全体の約1割が都市 間連携由来ということになります。都市間連携から発展 的に醸成されたものは、JCMプロジェクトとしても非 常に確度の高いものと認識しています。

また、日米連携の脱炭素都市国際フォーラムを今年の 3月に開催し、岸田総理からビデオメッセージも頂き、 都市連携の重要性が強調されています。

さらにG7の気候・環境トラックにおいても、都市の 役割等に焦点が当たっておりますが、Urban7(U7)が 2021年から立ち上がっており、今年5月の第2回会合 では、脱炭素社会に向けた都市の役割、都市間連携のあ り方等を内容とする共同宣言が採択されています。来年、 G7の議長国として、U7やG7の都市トラックとも連携 しながら、しっかりと都市の脱炭素に係る取り組みを推 進していくことにしています。

環境省としては、今後ともパリ協定の下で合意した世 界目標の達成に向け、国際社会における取り組みに積極 的にコミットするとともに、我が国の政策目標を確実に 達成するための取り組みに全力を傾注していくこととし ており、今後とも関係者との皆様のご理解とご協力を賜 りますよう、引き続きお願い申し上げます。